

○職員の給与に関する条例

(昭和47年 5月 1日条例第 5号)

改正 昭和54年 8月21日条例第 4号

昭和63年12月 5日条例第 4号

平成元年10月 9日条例第 6号

平成14年11月 6日条例第 9号

平成27年10月27日条例第 1号

平成28年 3月 8日条例第 5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の給与について、必要な事項を定めるものとする。

(準用等)

第2条 職員に適用する給料表には、一般職の職員の給与に関する条例（昭和 46 年上越市条例第 75 号。以下「上越市給与条例」という。）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する一般行政職給料表を準用する。

2 職員に適用する等級別基準職務表は、次のとおりとする。

職務の級	職務の内容
1 級	係員の職務
2 級	困難な所掌事務を行う係員の職務
3 級	主任の職務
4 級	1 係長又はこれに相当する職の職務 2 困難な所掌事務を行う主任の職務
5 級	副課長、消防副署長又はこれらに相当する職の職務
6 級	課長又は消防署長（以下「課長等」という。）の職務
7 級	1 次長の職務 2 困難な所掌事務を行う課長等の職務で任命権者が指定するもの
8 級	消防長の職務

- 3 第 1 項に規定する給料表及び前項に規定する等級別基準職務表以外の給与に関する規定については、上越市給与条例（同条例第 21 条中組合休暇に係る部分及び第 25 条の 3 の規定を除く。）の規定を準用する。この場合において、上越市給与条例第 24 条第 1 項中「別表第 5 に掲げる地域に在勤する職員」とあるのは、「別表第 5 に掲げる地域又は妙高市に在勤する職員」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（暫定給与）

- 2 この条例の日の前日現に新井市職員であった者に係る第 2 条第 1 項の規定の適用については、暫定措置として、この条例施行の日から管理者が別に定める日までの間（以下「暫定期間」という。）は新井市一般職員の給与に関する条例（昭和 30 年新井市条例第 14 号）第 3 条第 1 号に規定する行政職給料表（以下「暫定給料表」という。）を準用する。

（給与の内払）

- 3 前項の規定により暫定期間中に職員に支払われた暫定給料表に基づく給与は、この条例の規定による給与の内払とみなす。

（準用に伴う暫定措置）

- 4 当分の間、この条例で準用する一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成元年上越市条例第 32 号）による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 46 年上越市条例第 75 号）の規定にかかわらず、職員の給与については、なお従前の例による。

附 則（昭和 54 年 8 月 21 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する規定は、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 63 年 12 月 5 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 10 月 9 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例の規定は、平成元年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 14 年 11 月 6 日条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 27 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条中の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 8 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。